

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第38号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

	ページ
教育委員会規則	
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則	1
○ 兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則	7
○ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則	7
○ 兵庫県立体育施設管理規則を廃止する規則	8
教育委員会達	
○ 勤務命令	8
教育長訓令	
○ 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程及び兵庫県教育委員会教育事務所処務規程を改正する訓令	8
○ 教育機関処務規程の一部を改正する訓令	9
○ 実習船乗組員等の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令	9
○ 教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令	9
○ 兵庫県立南但馬自然学校の管理に関する規程の一部を改正する訓令	11
○ 県立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令	11

公布された法令のあらまし

- ◎兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第2号）
令和6年度の事務執行体制の整備を図るため、所掌事務等について所要の整備を行うこととした。
- ◎兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年兵庫県条例第11号）の施行により、行政職の職員の職務の級の表示が改められることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- ◎学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令の制定により、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令が一部改正され、婦人補導院に関する規定が削除されることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- ◎兵庫県立体育施設管理規則を廃止する規則（教育委員会規則第5号）
兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立体育施設について知事が所管するため、兵庫県立体育施設管理規則を廃止することとした。

教育委員会規則

兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第2号

兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

（兵庫県教育委員会行政組織規則の一部改正）

第1条 兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正す

る。

目次中「第1節 県立特別支援教育センター（第30条・第31条）」を「第1節 削除」に、「県立教育研修所」を「県立総合教育センター」に改める。

第7条中「及び室」を削り、同条の表義務教育課の項中「生徒指導班」を「小中学校生徒指導班」に、同表高校教育課の項中「生徒指導班」を「高校生徒指導班」に改める。

第11条の2第4号中「県立教育研修所」を「県立総合教育センター」に改める。

第14条の2第13号を削る。

第17条第8号中「、県立海洋体育館、県立総合体育館、県立武道館その他のスポーツ施設」を「、県立円山川公苑及び県立奥猪名健康の郷」に改める。

第5章第1節を次のように改める。

第1節 削除

第30条から第31条まで 削除

第5章第2節の節名を次のように改める。

第2節 県立総合教育センター

第32条中「兵庫県立教育研修所の設置及び管理に関する条例」を「兵庫県立総合教育センターの設置及び管理に関する条例」に、「県立教育研修所の位置」を「県立総合教育センターの位置」に改める。

第33条各号列記以外の部分中「県立教育研修所」を「県立総合教育センター」に改め、同条第5号を削り、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育に関する各種相談に応ずること。

第34条中「県立教育研修所」を「県立総合教育センター」に改め、同条の表に次のように加える。

教育相談部	心の教育推進課
-------	---------

第35条第7号中「県立教育研修所」を「県立総合教育センター」に改める。

第36条を次のように改める。

(企画調査課の事務)

第36条 企画調査課において、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 義務教育諸学校、幼稚園、高等学校及び特別支援学校の教職員の研修に係る総合調整に関すること。
- (2) 指導力向上を要する教員の研修に関すること。
- (3) 教育研究の振興に関すること。
- (4) 学校教育制度等の研究及び調査に関すること。
- (5) 教科書センター及び教育情報・図書資料室に関すること。
- (6) 広報誌の発行に関すること。

第37条の次に次の1条を加える。

(特別支援教育研修課の事務)

第37条の2 特別支援教育研修課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 特別支援教育に係る教職員の研修に関すること。
- (2) 特別支援教育に係る研究指導に関すること。
- (3) 特別支援教育に係る研究及び調査に関すること。

第38条の2の次に次の1条を加える。

(心の教育推進課の事務)

第38条の3 心の教育推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 心の教育に係る教職員の研修及び啓発に関すること。
- (2) 心の教育に係る研究及び調査に関すること。
- (3) 心の悩み等の相談及び教育に関する各種相談の企画・運営に関すること。
- (4) 相談内容の整理・分析に関すること。

第71条の表障害児就学指導審議会の項中「兵庫県立特別支援教育センターの設置及び管理に関する条例による」を削る。

第73条の表を次のように改める。

職名	組織	職務
教育次長		教育長を補佐する。
課長	課	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
室長	室	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
班長	班	上司の命を受け、班の事務を管理し、又は処理する。

第74条の表を次のように改める。

職名	組織	職務
危機管理員		上司の命を受け、危機管理に関する特殊の事務を処理する。
参事	本庁又は課若しくは室	上司の命を受け、特殊の事務を処理する。
課長		上司の命を受け、課に属しない事務を掌理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
人事管理員		上司の命を受け、人事管理に関する特殊の事務を処理する。
官	課又は室	上司の命を受け、特殊の事務を処理する。
副課長	本庁又は課若しくは室	課長又は室長の職務を補佐し、その掌理する事務を整理し、当該事務を処理する職員の担任する事務を監督するとともに、課長又は室長に事故があるとき、又は課長又は室長が欠けたときは、その職務を代理する。
主幹	課又は室	上司の命を受け、担当事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。
教育事務推進専門員	課又は室	上司の命を受け、学校教育の推進に関する事務を処理する。
社会教育推進専門員	課又は室	上司の命を受け、社会教育の推進に関する事務を処理する。
主査	課又は室	上司の命を受け、班長、主幹その他の上司の主として困難の度が高い職務を補助する。
主任	課又は室	上司の命を受け、班長、主幹その他の上司の職務を補助する。
副主任	課又は室	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。
主事	課又は室	上司の命を受け、定型的な事務を処理する。
主任指導主事又は指導主事	課又は室	上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する特殊の事務を処理する。
主任指導主事又は指導主事	人権教育課	上司の命を受け、学校教育及び社会教育の人権教育に関する特殊の事務を処理する。

主任指導主事又は指導主事	人権教育課	上司の命を受け、学校教育及び社会教育の人権教育に関する特殊の事務を処理する。
主任社会教育主事又は社会教育主事	課又は室	上司の命を受け、社会教育に関する専門的事項の指導に関する特殊の事務を処理する。
主任管理主事又は管理主事	教職員人事課	上司の命を受け、人事等に関する特殊の事務を処理する。
主任技術専門員又は技術専門員	財務課	上司の命を受け、工事の中間検査、完成検査及び技術指導並びに事業の技術的総合企画に関する専門的事務を処理する。
付	課又は室	上司の命を受け、担任の事務を処理する。

第7章第2節の節名を次のように改める。

第2節 地方機関の職制

第76条の2の見出しを「(副所長等)」に改め、同条の表を次のように改める。

職名	組織	職務
副所長	教育事務所	所長の職務を補佐し、教育事務所の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督する。
課長	課	上司の命を受け、課の事務を処理する。
主任指導主事又は指導主事	教育事務所	上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
主任社会教育主事又は社会教育主事	教育事務所	上司の命を受け、社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
主任管理主事又は管理主事	教育事務所	上司の命を受け、人事に関する事務をつかさどる。

第77条の見出しを「(所長補佐等)」に改め、同条の表を次のように改める。

職名	職務
所長補佐	地方機関の事務のうち、上司の職務を補佐するとともに、困難の度が高い事務を管理し、又は処理する。
参事	上司の命を受け、特殊の事務を処理する。
班長	課の事務のうち、担当事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。
教育事務推進専門員	上司の命を受け、学校教育の推進に関する事務を処理する。
社会教育推進専門員	上司の命を受け、社会教育の推進に関する事務を処理する。
課長補佐	上司の命を受け、上司の職務を補佐し、担当の事務を処理する。
主査	上司の命を受け、上司の主として困難の度が高い職務を補助する。
主任	上司の命を受け、上司の職務を補助する。
副主任	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。

主事	上司の命を受け、定型的な事務を処理する。
付	上司の命を受け、担任の事務を処理する。

第79条第1項中「県立特別支援教育センター、県立但馬やまびこの郷及び県立教育研修所」を「県立但馬やまびこの郷」に改め、同条第2項中「学長」を「校長」に改め、同条第6項中「県立特別支援教育センター及び県立但馬やまびこの郷の所長並びに第2項から第4項」を「第1項から第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「学長」を「校長、センター長」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 県立総合教育センターに、センター長を置く。

第79条の4を次のように改める。

(副所長等)

第79条の4 県立但馬やまびこの郷に、副所長を置く。

- 2 県立総合教育センターに、副センター長を置く。
- 3 県立美術館、県立図書館、県立歴史博物館及び県立人と自然の博物館に、次長を置く。
- 4 県立コウノトリの郷公園に、副園長を置く。
- 5 副所長、副センター長、次長及び副園長は、所長、センター長、館長又は園長の職務を補佐し、教育機関の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督する。

第79条の5の表を次のように改める。

職名	組織	職務
部長	県立総合教育センター、県立人と自然の博物館及び県立考古博物館の部並びに県立人と自然の博物館及び県立コウノトリの郷公園の研究部	上司の命を受け、部又は研究部の事務を掌理し、又は処理する。
課長	課	上司の命を受け、課の事務を処理する。
主任研究員又は研究員	県立人と自然の博物館及び県立コウノトリの郷公園	上司の命を受け、担任の事務に従事する。

第80条第1項中「、県立特別支援教育センター」及び「、県立教育研修所」を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「、館長補佐」を「、部長補佐、館長補佐」に、「、学長、館長」を「、校長、館長」に、「、校長、次長」を「、部長、次長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「県立教育研修所」を「県立総合教育センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前4条及び前項に定めるもののほか、県立総合教育センターに部長補佐を置くことがある。

第80条の2の表を次のように改める。

職名	職務
課長	上司の命を受け、教育機関の事務を管理し、又は処理する。
班長	課の事務のうち、担任事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。
教育事務推進専門員	上司の命を受け、学校教育の推進に関する事務を処理する。
社会教育推進専門員	上司の命を受け、社会教育の推進に関する事務を処理する。
課長補佐	上司の命を受け、上司の職務を補佐し、担当の事務を処理する。

主査	上司の命を受け、上司の主として困難の度が高い職務を補助する。
主任	上司の命を受け、上司の職務を補助する。
副主任	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。
主事	上司の命を受け、定型的な事務を処理する。
主任指導主事又は指導主事	上司の命を受け、専門的事項について特殊の事務を処理する。
主任社会教育主事又は社会教育主事	上司の命を受け、専門的事項について特殊の事務を処理する。
主任調査専門員又は調査専門員	上司の命を受け、専門的事項について特殊の事務を処理する。
付	上司の命を受け、担任の事務に従事する。

第80条の4を削る。

第80条の3の見出しを「(司書)」に改め、同条中「前6条」を「前7条」に改め、同条の表を次のように改め、同条を第80条の4とする。

職名	職務
主任司書又は司書	上司の命を受け、担任の事務に従事する。

第80条の2の次に次の1条を加える。

(学芸員)

第80条の3 前6条に定めるもののほか、必要に応じ、県立美術館、県立歴史博物館、県立人と自然の博物館及び県立考古博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
学芸員	上司の命を受け、担任の事務に従事する。

第81条を次のように改める。

(職務代理)

第81条 所長、校長、センター長、館長若しくは園長に事故があるとき、又は所長、校長、センター長、館長若しくは園長が欠けたときは、副所長、副センター長、副館長、次長又は副園長を置く場合にあつては副所長、副センター長、副館長、次長又は副園長(副所長、副センター長、副館長、次長又は副園長があわせて2人以上置かれている教育機関にあつては、所長、校長、センター長、館長又は園長があらかじめ指定した副所長、副センター長、副館長、次長又は副園長)が、その他の教育機関にあつては所長、校長、センター長、館長又は園長があらかじめ指定した職員が、その職務を代理する。

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表を次のように改める。

職名	職務
課長補佐	上司の命を受け、上司の職務を補佐し、担当の事務をつかさどる。
学校事務専門員	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。
学校技術専門員	上司の命を受け、担任の技術に従事する。

主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。
主任	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。
副主任	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。
主事	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。
技能統括	上司の命を受け、担任の技術に従事する。
技能主査	上司の命を受け、担任の技術に従事する。
技能主任	上司の命を受け、担任の技術に従事する。
技能副主任	上司の命を受け、担任の技術に従事する。
技能主事	上司の命を受け、担任の技術に従事する。
学校付	上司の命を受け、事務をつかさどる。

第10条第2項中「主査及び主任」を「学校事務専門員、学校技術専門員、主査、主任、副主任及び主事」に改める。

(兵庫県立南但馬自然学校管理規則の一部改正)

第3条 兵庫県立南但馬自然学校管理規則(平成6年兵庫県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「学長」を「校長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第3号

兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会事務決裁規則(昭和53年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「行政職8級」を「行政職7級」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第4号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則(平成25年兵庫県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「次に掲げる」を「懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている」に改め、各号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



兵庫県立体育施設管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第5号

兵庫県立体育施設管理規則を廃止する規則

兵庫県立体育施設管理規則（平成24年兵庫県教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 達

達第1号

本 庁
地 方 機 関

次の各号に該当する職員は、別に発令されない限り、それぞれ当該各号により発令されたものと心得られたい。

- 1 兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則（令和6年兵庫県教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）の施行の際、県立特別支援教育センターに置かれている職に兼ねて補せられ、又は兼ねて命じられている職員は、兼ねて補せられ、又は兼ねて命じられている職をそれぞれ解かれたものとする。
- 2 規則の施行の際、県立教育研修所に置かれている職に充てられ、又は補せられている職員は、県立総合教育センターの従前と同一の名称の職に充てられ、又は補せられたものとする。

令和6年3月29日

兵庫県教育委員会

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第1号

本 庁
教 育 事 務 所

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程及び兵庫県教育委員会教育事務所処務規程を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

兵庫県教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程及び兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

（兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部改正）

第1条 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程（昭和43年兵庫県教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表総務課の項中「行政職6級」を「行政職5級」に、同表教職員人事課の項中「行政職7級」を「行政職6級」に改める。

(兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部改正)

第2条 兵庫県教育委員会教育事務所処務規程(昭和43年兵庫県教育長訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第14号中「行政職6級」を「行政職5級」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。



兵庫県教育長訓令第2号

本 庁
教 育 機 関

教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

兵庫県教育長 藤原俊平

教育機関処務規程の一部を改正する訓令

教育機関処務規程(昭和39年兵庫県教育長訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「教育研修所」を「総合教育センター」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。



兵庫県教育長訓令第3号

本 庁
県 立 学 校

実習船乗組員等の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

兵庫県教育長 藤原俊平

実習船乗組員等の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

実習船乗組員等の旅費の支給に関する規程(昭和44年兵庫県教育長訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「7級以上の職務にある者」を「6級以上の職務にある者」に、「6級又は5級の職務にある者」を「5級又は4級の職務にある者」に、「4級以下の職務にある者」を「3級以下の職務にある者」に改め、同表備考中「7級以上1,110円、6級又は5級1,100円、4級以下1,090円」を「6級以上1,110円、5級又は4級1,100円、3級以下1,090円」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。



兵庫県教育長訓令第4号

本 庁
地 方 機 関
教 育 機 関

教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

兵庫県教育長 藤原俊平

教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等職員服務規程(昭和44年兵庫県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中

「

申請理由	
------	--

」

を

「

申請の種類	<input type="checkbox"/> 社会参画サポート制度 <input type="checkbox"/> 上記以外
申請理由	

」

に、

「

所属長意見				
年	月	日	所属長	職名
			氏名	

」

を

「

所属長意見				
<input type="checkbox"/> 次に掲げる基準に適合する。 (1) 次のいずれかに該当すること。 ア 申請者の職と従事しようとする営利企業又は事業若しくは事務との間に特別の利害関係がないこと。 イ 県が公益上の目的から出資又は出捐をしている営利企業等の事業又は事務に従事する場合であって、その職務の遂行上必要があると認められること。 (2) 申請者の職務の遂行について支障がないこと。 (3) 地方公務員法の精神に反しないと認められること。 <input type="checkbox"/> その他 ()				
年	月	日	所属長	職名
			氏名	

注1 □については、該当するものに「レ」を記入すること。

2 「申請の種類」の欄の「社会参画サポート制度」とは、公益性が高いと認められる事業、事務又は活動であって、多様な主体とのネットワークの構築及び職員の能力向上が期待でき、かつ、県民に対して提供するサービスの質の向上につながるものに報酬を得て従事しようとする場合に該当するものをいう。」

に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。



兵庫県教育長訓令第5号

本 庁
南但馬自然学校

兵庫県立南但馬自然学校の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

兵庫県教育長 藤原俊平

兵庫県立南但馬自然学校の管理に関する規程の一部を改正する訓令

兵庫県立南但馬自然学校の管理に関する規程（平成6年兵庫県教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第14条」に改める。

第2条中「学長」を「校長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。



兵庫県教育長訓令第6号

本 庁
県立学校

県立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

兵庫県教育長 藤原俊平

県立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

県立学校教職員の服務に関する規程（昭和39年兵庫県教育長訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務）

第5条の2 職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第22条第1項の規定により、在宅勤務（同項に規定する在宅勤務をいう。次項から第4項までにおいて同じ。）をすることができる。

2 職員は、在宅勤務をしようとするときは、あらかじめ、その旨並びにその期間及び場所を校長に申し出て、その承認を受けなければならない。

3 在宅勤務をすることができる場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 職員が現に居住する住居

(2) 単身赴任中の職員の配偶者が居住する住居その他の前号に掲げる場所に準ずるものとして校長が認める場所

4 在宅勤務は、1日、半日又は1時間（勤務時間条例第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、勤務時間条例第4条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、1日又は1時間）を単位として承認するものとする。

第6条中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）」を「勤務時間条例」に改める。

第22条中「第6条第1項、第7条第1項」を「第5条の2、第6条第1項、第7条第1項」に、「企画県民部

企画財政局新行政課」を「知事部局」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。